

○岐阜大学寄附金受入細則

(令和 2 年 5 月 15 日岐大細則第 72 号)

改正 令和 3 年 6 月 23 日岐大細則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、東海国立大学機構寄附金受入規程（令和 2 年度機構規程第 85 号。以下「規程」という。）第 5 条及び第 9 条に規定する岐阜大学（以下「本学」という。）における寄附金の受入れその他寄附金の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則における用語の定義は、規程の定めるところによる。

(申請)

第 3 条 規程第 5 条の規定に基づく寄附申込書は、別紙様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、規程第 11 条の規定により、寄附者からの申込様式に代えることができるものとする

3 規程第 5 条に規定する本学の受入決定権者は、学術研究・産学官連携推進本部長（以下「本部長」という。）とする。ただし、医学部、医学系研究科及び医学部附属病院（以下「医学部等」という。）にあつては、医学部等の長とする。

(受入れの決定)

第 4 条 寄附金を受け入れようとするときは、本部長にあつては学術研究・産学官連携推進本部運営会議、医学部等の長にあつては医学部等の教授会等の審議を経て、受入れの可否を決定するものとする。この場合において、本部長は、審議の結果を部局長に通知するものとする。

2 受け入れようとする寄附金が本学における寄附講座及び寄附研究部門の設置に係る経費で、別に定める東海国立大学機構寄附講座・寄附研究部門規程（令和 2 年度機構規程第 86 号）第 6 条の規定に基づく設置の決定があつたときは、当該寄附金の受入れの決定があつたものとする。

(寄附金の使途変更等)

第 5 条 部局長（医学部等の長を除く。）は、規程第 9 条に規定する寄附金の使途を変更し、又は他の国立大学法人等へ移動の必要が生じたときは、別紙様式第 2 号の申請書を本部長に提出するものとする。

2 本部長又は医学部等の長は、前項に規定する寄附金の使途変更等に関し機構長の承認を得るものとする。この場合において、本部長は、寄附金使途変更等承認通知書を当該部局長の長に送付するものとする。

(雑則)

第 6 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。
- 2 国立大学法人岐阜大学寄附金受入規程（岐阜大学規則第 114 号）は、廃止する。

附 則(令和 3 年 6 月 23 日岐大細則第 8 号)

この細則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別紙様式第 1 号(第 3 条関係)

[別紙参照]

別紙様式第 2 号(第 5 条関係)

[別紙参照]